

## 除外完了までの流れ

	内 容	時 期
0	<b>事前相談</b> ・申請書をご提出いただく前に、除外要件を満たしているかなどを確認させていただきますので、ご相談ください	随時
1	<b>申請書提出</b> ・提出期限は、毎年6月30日です（休日の場合は、翌開庁日まで）	
<b>申請締め切り</b>		6月30日
以降の2～8は市が行う手続きです		
2	<b>農業振興地域整備計画（変更案）の作成</b>	7月
3	<b>市農業委員会、地元農協との協議</b> ・農業上の効率的、総合的利用の観点から支障がないか協議します	8月
4	<b>県へ事前協議</b> ・農業振興地域整備計画管理部会にて、計画（変更案）の審議、現地確認を実施します	9月
5	<b>農業振興地域整備計画（変更案）の公告・縦覧</b> ・公告縦覧期間は15日、異議申立て期間は15日です	10月
6	<b>県へ本協議</b>	11月
7	<b>農業振興地域整備計画（変更済）の告示</b>	12月
8	<b>申請者宛て回答</b> ・回答までに、申請締め切りからおよそ6か月を要します（※各機関との協議に特別の時間を要しない場合）	/
<b>除外の完了後、農地転用申請を行ってください</b>		